

規則改正等案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都人事委員会規則等の一部改正

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（11頁）
- 3 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則（14頁）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）
の一部を次のように改正する。

第九条第一号(2)中「七級、八級及び九級」を「六級、七級及び八級」に改める。
第十条第一項第三号中「職務の級九級」を「職務の級八級」に、「公安職給料表九級」を「公安職給料表八級」に改める。

第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の二及び第三十四条中「公安職給料表九級」を「公安職給料表八級」に改める。

別表第二八の項中

職務の級					
1級	2級	3級	4級	5級	6級

0	2	1	1	4	3
0	3	1	2	4	3
0	4	1	3	4	3

を

職務の級					
1級	2級	3級	4級	5級	
0	3	1	4	3	
0	4	2	4	3	
0	5	3	4	3	

に改める。

別表第七八の項を次のように改める。

ハ 公安職給料表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1
5	1	5	1	1	1	1
6	1	6	1	1	1	1
7	1	7	1	1	1	1
8	1	8	1	1	1	1
9	1	9	1	1	1	1
10	1	10	2	2	1	2
11	1	11	3	3	1	3
12	1	12	4	4	1	4
13	1	13	5	5	1	5
14	1	14	6	6	2	6
15	1	15	7	7	3	7
16	1	16	8	8	4	8
17	1	17	9	9	5	9
18	2	18	10	10	6	10
19	3	19	11	11	7	11
20	4	20	12	12	8	12
21	5	21	13	13	9	13
22	6	22	14	14	10	14
23	7	23	15	15	11	15
24	8	24	16	16	12	16
25	9	25	17	17	13	17
26	10	26	18	18	14	18
27	11	27	19	19	15	19
28	12	28	20	20	16	20
29	13	29	21	21	17	21
30	14	30	22	22	18	22
31	15	31	23	23	19	23
32	16	32	24	24	20	24
33	17	33	25	25	21	25
34	18	34	26	26	22	26
35	19	35	27	27	23	27
36	20	36	28	28	24	28
37	21	37	29	29	25	29
38	22	38	30	30	26	30
39	23	39	31	31	27	31
40	24	40	32	32	28	32
41	25	41	33	33	29	33
42	26	42	34	34	30	34
43	27	43	35	35	31	35
44	28	44	36	36	32	36
45	29	45	37	37	33	37
46	30	46	38	38	34	38
47	31	47	39	39	35	39
48	32	48	40	40	36	40
49	33	49	41	41	37	41
50	34	50	42	42	38	42
51	35	51	43	43	39	43
52	36	52	44	44	40	44
53	37	53	45	45	41	45
54	38	54	46	46	42	46

55	39	55	47	47	43	47
56	40	56	48	48	44	48
57	41	57	49	49	45	49
58	42	58	50	50	45	49
59	43	59	51	51	46	50
60	44	60	52	52	46	50
61	45	61	53	53	47	51
62	46	62	54	54	47	51
63	47	63	55	55	48	52
64	48	64	56	56	48	52
65	49	65	57	57	49	53
66	50	66	58	58	50	54
67	51	67	59	59	51	55
68	52	68	60	60	52	56
69	53	69	61	61	53	57
70	54	70	61	62	54	58
71	55	71	62	63	55	59
72	56	72	62	64	56	60
73	57	73	63	65	57	61
74	57	74	63	66	58	61
75	58	75	64	67	59	62
76	58	76	64	68	60	62
77	59	77	65	69	61	63
78	59	77	66	70	62	63
79	60	78	67	71	63	64
80	60	78	68	72	64	64
81	61	79	69	73	65	65
82	62	79	70	74	65	65
83	63	80	71	75	66	66
84	64	80	72	76	66	66
85	65	81	73	77	67	67
86	66	82	74	77	67	67
87	67	83	75	78	68	68
88	68	84	76	78	68	68
89	69	85	77	79	69	69
90	70	86	78	79	70	69
91	71	87	79	80	71	70
92	72	88	80	80	72	70
93	73	89	81	81	73	71
94	74	90	82	82	73	71
95	75	91	83	83	74	72
96	76	92	84	84	74	72
97	77	93	85	85	75	73
98	77	93	85	85	75	73
99	78	94	86	86	76	74
100	78	94	86	86	76	74
101	79	95	87	87	77	75
102	79	95	87	87	77	75
103	80	96	88	88	78	76
104	80	96	88	88	78	76
105	81	97	89	89	79	77
106	82	98	90	90	79	78
107	83	99	91	91	80	79
108	84	100	92	92	80	80
109	85	101	93	93	81	81
110	86	102	93	93	82	82
111	87	103	94	94	83	83
112	88	104	94	94	84	84
113	89	105	95	95	85	85

114		105	95	95	85	86
115		106	96	96	86	87
116		106	96	96	86	88
117		107	97	97	87	89
118		107	98	98	87	
119		108	99	99	88	
120		108	100	100	88	
121		109	101	101	89	
122		110	101	102	90	
123		111	102	103	91	
124		112	102	104	92	
125		113	103	105	93	
126		113	103	105	94	
127		114	104	106	95	
128		114	104	106	96	
129		115	105	107	97	
130		115	106	107	98	
131		116	107	108	99	
132		116	108	108	100	
133		117	109	109	101	
134		118	110	110	102	
135		119	111	111	103	
136		120	112	112	104	
137		121	113	113	105	
138		122	114	114	106	
139		123	115	115	107	
140		124	116	116	108	
141		125	117	117	109	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

別表第八の部の項中 「都市整備局都市基盤部長」を「都市整備局都
都市整備局都管住宅経営部長」を

「
市基盤部長」を「
東京都青少年・治安対策本部
総合対策部長」を

東京都民安全推進本部	総合推進部長
東京都戦略政策情報推進本部	戦略事業部長
東京都住宅政策本部	住宅企画部長 都営住宅経営部長

「
」の項中、同部の項中

「
」を削り、
政策企画局国家戦略特区推進担当部長

「
東京都青少年・治安対策本部
部の部長（職務区分）に規定す

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	るものを除く。） 、 豊洲市場総合調整担当部長
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

東京都民安全推進本部	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 、 東京都戦略政策情報推進本部特区推進担当部長及び東京都中央卸売市場豊洲市場総合調整担当部長
東京都戦略政策情報推進本部	
東京都住宅政策本部	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	

改修、回廊川の畔に
東京都青少年・治安対策本部
 や

東京都都民安全推進本部
東京都戦略政策情報推進本部
東京都住宅政策本部

に改める。

別表第八口の項中「公安職給料表 9 級昇格時職務区分別号給表」を「公安職給料表 8 級昇格時職務区分別号給表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第四百号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）別表第二に掲げる公安職給料表

の職務の級二級の適用を受けていた職員を施行日に一級上位の職務の級へ昇格させる
場合におけるその者の号給は、施行日の前日に昇格したものとみなし、この規則によ
る改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第七八の項の規定を適用して得
られる号給とする。

平成31年3月29日

各任命権者 殿

東京都人事委員会

委員長 青山 侑

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成31年4月1日以降これにより実施してください。

記

第10条関係第2項中「公安職給料表9級」を「公安職給料表8級」に改める。

第21条関係各号を次のように改める。

(1) 行政職給料表(一)5級から1級下位の職務の級に降格させる場合

ア 行政職給料表(一)5級及び平成25年4月1日から平成27年3月31日までの行政職給料表(一)6級における在職期間は、1級下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用することとする。

イ 降格となる職員が平成25年3月31日において

行政職給料表（一）の職務の級7級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から1級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格の規定を適用して得られる級号給を職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年東京都条例第125号）附則第3条及び第4条の規定による職務の級及び号給に切り替え、当該切り替えた号給の号給数に（1）アを適用して得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成25年3月31日以前に採用された者であつて同年4月1日以後に人事交流等により引き続いて職員となつた場合も同様とする。

（2） 公安職給料表8級から1級下位の職務の級に降格させる場合

ア 公安職給料表8級及び平成28年4月1日から平成31年3月31日までの公安職給料表9級における在職期間は、1級下位の職務の級に在職していたものとし、当該在職期間の勤務成績は標準であつたものとみなす。ただし、欠勤等の特別の事情がある場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用することとする。

イ 降格となる職員が平成28年3月31日において公安職給料表9級の適用を受けていた場合は、同日に当該職務の級から1級下位の職務の級に降格したものとし、同日における降格の規定を適用して得られる号給の号給数に（2）アを適用して得られる号給数を加えるものとする。

なお、降格となる職員が平成28年3月31日以前に採用された者であつて同年4月1日以後に人事交流等により引き続いて職員となつた場合も同様とする。

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第5項中「東京都青少年・治安対策本部」を「東京都都民安全推進本部」に改める。

別表第1中

「

職務の級	限度号給	職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
1	65号給				
1	57号給				
3	29号給	2	41号給	1	45号給
1	53号給				
1	57号給				
1	65号給				

を

」

「

職務の級	限度号給	職務の級	限度号給
1	65号給		
1	57号給		
2	29号給	1	45号給
1	53号給		
1	57号給		
1	65号給		

に改める。

」

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

別表第一アの部公安職給料表の項及び同表イの部公安職給料表の項中

1	級
2	級
3	級
4	級
5	級
6	級
7	級
8	級
9	級

を

1	級
2	級
3	級
4	級
5	級
6	級
7	級
8	級

に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、平成三十一年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第三条の二第二項の規定は、平成三十二年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の地方公務員法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的に任用された職員であつて任期が満了したことに
により退職した者の同日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。